

地域歳末

東区社会福祉協議会
地域歳末たすけあい事業助成のご案内

歳末たすけあい事業助成とは・・・

歳末時期に、「地域の誰もが安心して暮らすことができる地域づくり」を目的に、地域住民が主体となって行う福祉活動に対する助成事業です。

助成の対象となる事業

地域歳末たすけあい事業

- ・歳末時期に地域住民全般が参加・交流できる行事・イベント等の事業
例) 歳末世代交流お楽しみ会・映画上映会・講演会・もちつき大会 等
- ・見守りが必要な高齢者等の安否確認と孤独感の解消を図る活動

【実施範囲】自治会・町内会の範囲以上

【実施時期】令和4年11月1日から令和5年1月31日まで

助成対象団体

自治会・町内会、コミュニティ協議会、東区社会福祉協議会支会、地区民生委員児童委員協議会、青少年育成協議会など

助成額及び対象経費等

【助成額】

実施範囲	助成額上限額
単一自治会・町内会	27,000円
複数自治会・町内会	27,000円×自治会・町内会数 例)3つ自治会範囲での実施場合：81,000円

※ 複数自治会・町内会範囲の場合、上限は180,000円となります。

※ コミュニティ協議会、東区社会福祉協議会支会、地区民生委員児童委員協議会等が実施する場合も、実施範囲により助成限度額は同様となります。

【助成対象経費】

会場費、機材等賃借料、広報費、保険料、茶菓代等消耗品、講師謝礼(1人当たり上限2万円)、食材費(概ね1人当たり1,000円程度)、飲料代、等

※ アルコール飲料、備品購入費、役員のための懇親会・慰安旅行、事前事後の打ち合わせに係る経費は対象外です。

申請方法等

【申請】

助成申請書(様式A・B)を、東区社会福祉協議会事務局へ提出してください。

※ 事前相談(事業計画の確認等)のうえ、申請手続きを行ってください。

【受付期間】

令和4年10月3日(月)から令和4年10月31日(月)まで

【報告】

事業実施後すみやかに報告書(様式C・D)・事業実施の状況(写真や案内文書・プログラム等)・経費支出の領収書※を東区社会福祉協議会事務局へ提出してください。

※ 領収書は、明細のわかるもの(コピー可)を添付してください。

【裏面へ続く】

その他	<ul style="list-style-type: none">○ 万が一の事故に備えて保険への加入をお勧めいたします。○ 地域歳末たすけあい事業は、参加対象者を特定せず、自治会・町内会の回覧チラシ等により広く地域にご案内ください。○ 共同募金の「歳末たすけあい募金」を事業実施の財源として活用して「地域歳末たすけあい事業」を実施していることを、参加者等地域の皆様へ広く周知してください。
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------